

第2節 川口市の方針

本市の総合計画である「第5次川口市総合計画」では、基本構想の中で「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」という3つの基本理念のもと、目指すべき将来都市像を「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」と掲げ、このことを“めざす姿”の一つとして「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」をつくることを定めています。

さらに、基本計画では、“めざす姿”を実現するための施策の一つとして、「廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」を掲げ、その基本方針を次のとおり定めています。

《基本方針》

廃棄物の発生抑制や適正な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します。

また、総合計画の個別計画である「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」では、「三者協働による、3Rの一層の推進」、「適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保」とした2つの基本方針のもと、「持続可能な地域づくりを目指した循環型社会形成」を推進するものとしています。この基本方針における基本施策として、「安全安定な適正処理の継続」を掲げており、朝日環境センター焼却棟及びリサイクルプラザ棟の整備について、稼働状況や整備状況、老朽化等を踏まえて、総合的に整備方法、更新計画等を検討することを定めています。

このことを受けて改定した川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画では、本市の一般廃棄物処理施設の施設整備に関する基本方針を次のとおり掲げています。

《施設整備に関する基本方針》

- 1 安全で安定した適正処理を行う施設を整備します。
- 2 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。
- 3 施設内での資源回収を推進します。
- 4 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーに配慮します。
- 5 災害発生時に対応できる施設を整備します。